

カル夢ヲコソ見侍ツレト談給ケレバ、少將打咲テマ。サシキ御夢ニコソ侍ルナレト答給テ、翌日剃頭云々、

〔權記〕寛弘八年七月十二日癸未、夏末夢、天大雪時甚寒、其雪自天降滿于板文債思之、自天降遭天皇御晏駕也、滿于堂上足踏者、躬自行此夜之事也、俗以夏雪之夢爲穢徵也、或者又夢、檢非違使多降自天立床子於鳥戸野、共坐之、ト山陵云々、于時院御惱之間也、當于崩御爲夢徵、而依據吉方、不卜此地、後冷泉院上皇、自九月朔不豫、十月廿四日遂崩、來月十六日可有御葬、其處可在此野云々、其夢相有亦說、又雖不可信、松井有驗、又謂凡夫之通信哉、

〔大鏡太政大臣道長〕男君は○中今一所は馬頭にて顯信とておはしき、御わらはなこれ君なり、長和元年壬子正月十九日、入道し給ひて、この十餘年佛のごとくしてをこなはせ給ふ、いと思ひかけずあはれなる御事なり○中高松殿○藤原道長妻の御夢に、左のかたの御ぐしうしろをなからよりそりおとさせ給ふと、御らんじけるを、かくて後にぞ、これが見ゆるなりけりとおもひさだめて、ちがへさせいのりなどをもすべかりけるをと、おほせられける、

〔春記〕長久元年九月廿四日丙子、仰云、保家朝臣、今日參上先日下遣伊勢今日參上、内裏燒亡夜、齋王夢云、諸卿群集帷下、皇后宮大夫云、御藥事無殊事、定平御歟、但内裏可有火事者、其夢相叶事、太可希有也者、父子間、有其告歟可悲々々、

〔保元物語〕新院被召爲義事附鶴丸事

六條判官爲義○中餘ニ白河殿ヨリ度々被召ケレバ、可參由申ナガラ未參、依季長卿、六條堀河家ニ行向テ、院宣ノ趣ヲ宣ケレバ、忽ニ變改シテ申ケルハ○中都テ今度ノ大將軍痛存スル子細多ク侍ツ、聊宿願ノ事有テ、八幡ニ參籠仕テ候ニサトシ侍キ、又過ル夜ノ夢ニ重代相傳仕テ候、月數日數源太ガ產衣、八龍澤瀉、薄金、楯無、膝丸ト申テ、八領ノ鎧候ガ、辻風ニ吹レテ、四方へ散ト見テ侍